

近年の添加物の指定状況

国際汎用添加物の指定

国際汎用添加物とは

JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されていること
かつ、

米国及びEU諸国等で使用が広く認められており、国際的に必要性が高いと考えられるもの

【食品添加物として指定された30品目】

平成16年度:1品目 (ステアリン酸カルシウム)

平成17年度:3品目 (亜酸化窒素、ヒドロキシプロピルセルロース、ナタマイシン)

平成18年度:3品目 (アルギン酸塩類(3品目))

平成19年度:6品目 (Lアスコルビン酸カルシウム、ポリソルベート(4品目)、ケイ酸カルシウム)

平成20年度:13品目 (水酸化マグネシウム、加工デンプン(11品目)、ナイシン)

平成22年度:4品目 (ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、
L-グルタミン酸アンモニウム)

事業者の申請に基づく添加物の指定

平成19年度:3品目(トコフェロール酢酸エステル、d- α -トコフェロール酢酸エステル、ネオテーム)

平成23年度:1品目(フルジオキシニル) 11月11日現在